

Contents

求人広告詐欺への対処法と契約締結時の留意点 / 協調性不足を理由に従業員を解雇できるか? / 最低賃金が引き上げられました

PICKUP LAW NEWS

求人広告詐欺への対処法と契約締結時の留意点

最近、中小企業をターゲットとした、いわゆる「求人広告詐欺」が増えており、弊所にも複数のご相談をいただいている。今回は、求人広告詐欺の手口、対処法、そもそも求人広告詐欺の被害に遭わないためにするにはどうしたらいいかについて、説明していきます。



Author

弁護士 野中嵩之

NONAKA TAKAYUKI

福岡県古賀市出身。厳しい状況の中で従業員や社会のために必死の思いで経営に取り組む皆様のお力になりたいという思いを強く持ち、日夜研究を重ねています。

求人広告詐欺なのか?気付くべきポイント

求人広告詐欺を行う業者は様々ですが、その手口は共通していることが少なくありません。

「詐欺かもしれない」と気付くために、まずは求人広告詐欺の特徴を押さえておきましょう。

1 「○週間無料」と無料期間が定められている。

2 電話口では、「無料期間中に解約すれば、料金は発生しない。」「期間満了前に、事前に解約の有無を確認するので、安心」などの説明を受け、申込書をFAXするよう催促される。

3 (事前の解約方法が末尾に記載された)チラシが届くこともある。

4 無料期間が経過してから突如、自動更新がなされたためとの理由で数十万円の請求書が届く。

5 確認すると、たしかに、契約書には「○日までに解約しなければ自

動更新となる」と記載がありチラシの末尾にも解約方法について記載されている。(小さい文字で書かれていることが多い。)

また、契約後、相手方が管理するHP上で、無料期間中、自社の広告が掲載されており、活動実績もある(HP上に広告を掲載したとのメールが届くこともある)。

6 被害者としては、「契約書もある。解約方法も記載されている。事前に解約方法について記載されたチラシも届いている。活動の対価も支払わなければならない。事前の解約について見過ごしてしまった自分の責任である。請求金額も弁護士に相談するほどの額ではないようと思う。」などと考えてしまい、そのまま、支払ってしまう。

契約後、請求後の対処法

①請求書が届いたら

以上のような経緯で求人広告の会社から請求書が届いても、すぐに支払ってはいけません。

「契約は成立しているし、契約書には解約方法についても明記されている。期間満了前にも解約方法について記載されたチラシも来ている」といった事情から、支払わなければならぬのではないかと感じる方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、契約書の文言を見落とした以上は自己責任であるという心理を悪用した詐欺である可能性も少なくありません。

仮に詐欺ではないとしても、錯誤取消し(民法95条第1項)などにより支払拒絶をすることは、決して悪いことではなく、正当な法的主張といえます。

この手の求人広告詐欺では、弁護士名義で内容証明を送り、法的な主張を行うと相手方は請求してこなくなることが少なくありません。

②内容証明郵便の内容(法的主張の例)

(1) 錯誤取消し(民法95条第1項)

契約の重要な部分に錯誤がある場合は、仮に契約書にサインをしていたとしても、錯誤を理由として契約を取り消すことができます。

(2) 詐欺取消し(民法96条第1項)

詐欺により契約をしてしまった場

合は、その契約を取り消すことができます。

(3) 契約不成立

契約当事者の認識の食い違いが著しい場合などは、そもそも双方の合意は成立していないという主張もあります

③留意点

最近は内容証明を送っても反論してくれる業者が増えてきました。

最初に中途半端な内容の主張をしてしまうと、相手から反論されたときに適切な再反論ができなくなるおそれがあります。

弁護士にご相談いただき、事実確認や証拠関係の整理をした上で、相手方から反論が来たとしても毅然とした態度で臨

むことができるような主張を行う必要があります。

そもそも騙されないためには？

最後に、詐欺的な手口に騙されないためにはどうしたらいいかご説明します。

①疑問に思ったら、些細な事でも弁護士に相談

今回ご紹介した詐欺の手口に似ていると感じた場合、そうではないとしても直感として支払うことに納得できない部分がある場合は、法的にも支払うべきか否かにつき疑義があることが少なくありません。

このようなときは、早めに弁護士にご相談ください。

どのような法的主張が可能か検討いた

します。

②契約締結前は、すべて、弁護士に相談

求人広告詐欺の手口が変化し、さらに巧妙な形で請求されたり、そもそも全く別のスキームで詐欺の被害にあうおそれすらあります。

大事なことは、契約内容をよく精査すること、無料の場合はとくに気を付けること、まとまった費用を払うときは慎重になることです。

③弊所の顧問サービスの活用方法

求人広告詐欺に限らず、契約を締結するときには弁護士をご活用ください。

弁護士に相談すべきか悩まれるケースもあるかもしれません、早めにご相談いただくことがトラブル予防に繋がります。

TOPIC

協調性不足を理由に従業員を解雇できるか？

経営者の方から、「協調性に欠ける従業員を解雇したい」というご相談をいただくことがあります。

工場でベルトコンベアの流れに従って1人で組み立て作業をするような特殊な場合を除き、協調性は会社の業務遂行において不可欠なものです。

しかし、協調性不足を理由に従業員を解雇することは簡単ではありません。

不用意に解雇してしまうと不当解雇となり、多額のバックペイや慰謝料を請求されるおそれがありますので注意が必要です。

過去の裁判例では、業務もしくは企業秩序にどのような影響が生じたか、会社の注意・指導によって改善されたかが重視される傾向にあります。

主観的な判断では不十分で、協調性不足により業務上の支障が生じ、配転や指導によっても改善しなかったことを客観的な証拠として残しておくことが必要です。

他の部署に配転させることが可能な場合には、配転させ、新しい職場でも協調性不足が見られるかどうかの確認が求められます。

しかし、全従業員が同じ職場で働いて

いる中小企業ではそもそも配転が困難なことが少なくありません。

この場合は、日常業務の中で協調性不足により業務に支障が生じたときに注意や指導を行い、その内容を記録として残しておくようにしましょう。

従業員のどのような言動が企業秩序を乱したのか、それにより業務にどのような支障が生じたか具体的に記録することが重要です。

協調性がないという理由で安易に解雇するのではなく、必ず弁護士にご相談いただくようお願いします。

最低賃金が引き上げられました

今年10月6日から、最低賃金が引き上げられ、福岡県の最低賃金は1時間941円となりました。

1時間あたりの賃金が941円未満の場合には最低賃金法違反となり、賃金を引き上げる必要があります。

最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

また、最低賃金の計算においては従業員に支払った全ての賃金が算入されるわけではなく、精勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されませんので注意が必要です。

